つくば市議会基本条例(案)の解説

平成26年9月 つくば市議会

目 次

前文				1
第 1	章		総則	
	第	1	条 (目的)	2
	第	2	条 (趣旨の尊重)	2
	第	3	条 (定例会の回数と会期)	3
第 2	章		議会・議員の活動原則	
	第	4	条 (議会の活動原則)	3
	第	5	条 (議員の活動原則)	4
	第	6	条(会派)	5
	第	7	条(危機管理)	5
第 3	章		市民と議会との関係	
	第	8	条 (市民参加)	6
	第	9	条	6
	第	1	0条(会議の公開)	6
	第	1	1条(情報提供)	7
	第	1	2条 (議会報告会)	7
第 4			議会と行政との関係	
	第	1	3条(市長等と議会の関係)	8
			4条(質疑等)	8
	- , .		5条(議員への反問)	9
			6条(政策の形成過程の説明)	9
			7条 (予算及び決算における政策説明)	1 (
第 5	•		議会機能の充実強化	
			8条 (議員相互の討議による合意形成)	1 (
			9条 (議決事件の追加)	1 1
<i>t</i> -t			0条(政策討論)	1 2
第 6			委員会活動	
## -			1条(委員会の目的と運営)	1 2
第~			議会及び議会事務局の体制整備	
			2条(議会事務局)	1 3
	- , .		3条(議会図書室)	1 3
			4条(議員研修)	1 3
<i>#</i> #: 0			5条(附属機関の設置)	1 4
第8			議員の身分及び待遇 6条 (議員定数)	-1 /
			0个(晚只是数)	1 4
				1 5
华 0			8条(政務活動費)	1 6
第 9			条例の検証及び見直し手続 9条(条例の検証及び見直し手続)	1 7
[[] 日 []		_	3木(木内の快祉及の兄担し十統/	17
附則	1			1 7

つくば市議会基本条例(案)

目次

前文

- 第1章 総則(第1条一第3条)
- 第2章 議会・議員の活動原則(第4条-第7条)
- 第3章 市民と議会との関係 (第8条-第12条)
- 第4章 議会と行政との関係(第13条一第17条)
- 第5章 議会機能の充実強化(第18条-第20条)
- 第6章 委員会活動(第21条)
- 第7章 議会及び議会事務局の体制整備(第22条一第25条)
- 第8章 議員の身分及び待遇(第26条-第28条)
- 第9章 条例の検証及び見直し手続き (第29条)

附則

つくば市議会(以下「議会」という。)は、選挙で選ばれた議員により構成され、同じく選挙で選ばれた市長とともに、つくば市を代表する機関である。二元代表制のもと、合議制の議会と独任制の市長は、それぞれの異なる特性を生かして、市民の意見を市政に反映させるために競い合い、協力し合いながら、市民の負託に応えていかなければならない。

地方分権が進む中,議決機関である議会は,多様な市民の多様な意見をより把握して,これまで以上に公平性,公正性,透明性及び信頼性のある議会運営や開かれた議会づくりを推進する必要がある。市民への情報の提供と共有化を図りながら,市民の積極的な参加を求め,議員同士が自由闊達な討議を通し,論点や課題を明らかにし,市民本位の立場をもって,その執行を監視し,さらには,課題解決のために政策立案,政策提案及び政策提言を積極的に行っていかなければならない。

ここに,議会はこれまでの改革の取組をさらに継続して,地方分権と自治の時代

にふさわしい開かれた議会,市民とともに歩む議会を目指すことを決意し,本条例を制定した。多くの市民の理解と努力の上に建設され,未来の可能性あふれるこの地の市民福祉の向上と市政の発展に寄与するために,議会は進む。

第1章総 則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制のもと、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、公平、公正、透明な信頼される議会運営を図り、もって市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。

[第1条解説]

この条例は、二元代表制のもとでの議会の役割を明確にし、これにより、議会及び議員は、その趣旨に沿った運営を行い議会の使命を果たすことで、つくば市の「市民福祉の向上と市政の発展に寄与する」ことを条例の目的としています。

(趣旨の尊重)

第2条 議会は、議会に関する他の条例、規則等の制定又は改廃を行うときは、この条例の趣旨を十分に尊重するものとする。

[第2条解説]

議会に関する他の条例等の制定改廃は、「議会基本条例」の趣旨を十分に尊重することを定めています。

(定例会の回数と会期)

第3条 定例会の回数及び会期については、市政の課題に的確かつ柔軟に対応する ため、議会の機能を発揮できる機会を確保するものとする。

[第3条解説]

つくば市議会の定例会の回数と会期に関する考え方を定めたものです。つくば市議会定例会の回数を定める条例(昭和63年つくば市条例第90号)では、定例会の回数は、年4回としています。議会の会期や運営等の詳細については、つくば市議会会議規則(昭和62年つくば市議会規則第1号)に定めています。

第2章 議会・議員の活動原則

(議会の活動原則)

- 第4条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。
 - (1) 市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公平性、公正性、透明性及び信頼性を重視し、市民に開かれた議会を目指すこと。
 - (2) 市長その他の執行機関(以下「市長等」という。) に対し, 適切な行政運営が行われているか監視し, 評価を行うこと。
 - (3) 市民の多様な意見,要望の把握に努め,政策立案,政策提案及び政策提言を 積極的に進めること。
 - (4) 議員相互間の討議を十分に尽くして、合意形成に努めること。
 - (5) 地方議会を取り巻く環境の変化に対応するため、議会活性化の取組を積極的かつ継続的に行うこと。

[第4条解説]

議会の活動原則を定めています。議会は、市民から選挙で選ばれた議員で構成される議決機関であることから、常に公平、公正、透明で信頼される議会運営を行わなければなりません。そして、市長等が適切に行政運営を行っている

かを監視し評価を行うことを定めています。

また、市民の間に存在する多様な意見や要望の把握に努め、提案等を積極的に行い、その際には議員相互間の討議を十分に尽くして合意形成に努めなければなりません。そして、議会活性化の取り組みを積極的継続的に行うことなど、市民に開かれた議会を実現していくために必要な議会運営の原則を定めています。

(議員の活動原則)

第5条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議体であることを十分認識し、議員間の自由閣達な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握することに努め、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。
- (3) 日常の調査活動及び研修,自己研鑚を通して自らの資質向上に努め,市民の代表としてふさわしい活動をすること。
- (4) 議会での申合せ事項を遵守し、その内容については適宜見直しを行うこと。

[第5条解説]

議会の活動原則を踏まえ、議員に求められる基本姿勢と活動原則を定めています。議員は、議員間の討議を尽して、市民の代表としての責任を常に自覚し、一部の団体また地域の代表としてだけでなく、市民全体の福祉の向上のために、活動しなければなりません。そのために、議員としての資質向上に努める必要もあります。

また,議員は議会を構成する一員であることから,その申合せ事項の遵 守も定めています。 (会派)

- **第6条** 議員は、議員活動を行うため、政策を中心とした共通の理念をもつ集団と しての会派を結成することができる。
- 2 会派は、政策立案、政策提案及び政策提言について積極的に調査研究を行い、 合意形成に努めるものとする。
- 3 会派及び会派代表者会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。

[第6条解説]

「会派」の意義と役割について定めています。会派を「共通の理念をもつ集団」と位置付けるとともに、議員が会派を結成することができることを定めています。各会派が政策立案・政策提案及び政策提言について、積極的に活動することを定めています。

(危機管理)

- 第7条 議会は、災害等の不測の事態から市民の生命、身体及び財産並びに生活の 平穏を守るために、緊急時における総合的かつ機能的な活動が図れるよう、市長 等と協力し、危機管理体制の整備に努めるものとする。
- 2 議会及び議員は、災害等の状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じ市長等に対し、提言及び提案を行うことができる。

[第7条解説]

東日本大震災、そして翌年に発生した国内最大級の竜巻により、つくば市は 大変大きな被害を受けました。この災害を教訓に、災害発生時の議会としての 対応について定めています。

第3章 市民と議会との関係

(市民参加)

- **第8条** 議会は、請願の審議においては、請願者の意見を聞く機会を設けるよう努めるものとする。
- 第9条 議会は、市民の意見及び知見を審査に反映させるため、つくば市議会委員会条例(昭和62年つくば市条例第58号。以下「委員会条例」という。)の規定に基づき、公聴会及び参考人制度の活用に努めるものとする。

〔第8・9条解説〕

請願を市民による政策提案と位置付け、その審議においては請願者の意見を聞く機会を設けるように努めることを定めています。

また,市の事務は多岐にわたっており,専門性の高いものが少なくありません。そのため,つくば市議会委員会条例に基づく公聴会や参考人制度を活用し,市民の意見・知見を十分に聴取して,その結果を議案の審査に反映するように努めます。

(会議の公開)

- 第10条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を果たさなければならない。
- 2 議会は、定例会、臨時会及び委員会を原則として公開するとともに、その他の 会議も公開に努めるものとする。
- 3 議会は、議案の審議に用いる資料を提供するなど、市民に分かりやすい議会運営に努めるものとする。
- 4 前項の規定する資料の提供に関し、必要な事項は、議長が別に定める。

[第10条解説]

市民に議会の活動に関する情報を公開し、情報共有を図るため、定例会、臨

時会及び委員会は原則公開とし、全員協議会・会派代表者会議等の会議についても公開に努めます。このことに関する手続きは、つくば市議会傍聴規則(昭和62年つくば市議会規則第2号)に基づいて行います。

また、その際には傍聴者に議案の審議に用いる資料等を閲覧するなどして、 市民に分かりやすい議会運営に努めるものとします。

(情報提供)

- 第11条 議会は、議会広報紙その他の広報媒体の活用により、多くの市民が議会 と市政に関心を持つよう議会活動に関する情報を積極的に発信しなければならな い。
- 2 議会は、議案に対する各議員の意思表示について公表するものとする。
- 3 前項の規定に基づく意思表示の公表に関し、必要な事項は、議長が別に定める。

[第11条解説]

議会は、市の予算や条例など、市民の生活に密着した事項を取り扱っています。そのため、議会は、議会広報紙や市議会ホームページにより、議会活動についての情報を積極的に発信することで、市民と情報を共有する必要があります。

また、そのための取り組みの一つとして議案に対する各議員の意思状況について、公表するものとします。

(議会報告会)

- 第12条 議会は、市民への説明責任を果たし、市民の多様な意見、要望の把握に 努めるため、議会報告会を毎年1回以上開催するものとする。
- 2 前項の規定に基づく議会報告会の開催に関し必要な事項は、議長が別に定める。

[第12条解説]

議会としての説明責任を果たし、市民との情報共有を図り、また市民の多様な意見・要望の把握に努めるために、議会報告会を開催することを定めています。

なお、開催に関し必要な事項は、別途要綱を定めます。

第4章 議会と行政との関係

(市長等と議会の関係)

第13条 議会は、市長等との立場及び機能の違いを踏まえ、二元代表制のもと、その役割を果たすため、市長等との緊張ある関係を構築し、行政運営について監視及び評価を行うとともに、政策立案、政策提案及び政策提言を通じて、市政の発展に努めなければならない。

[第13条解説]

議決機関である議会と執行機関である市長等との健全な緊張関係の構築について、定めるとともに、議会の役割を通じて、市政の発展に努めることについて定めています。

(質疑等)

- **第14条** 議員は、会議等で質疑し、又は質問しようとするときは、議案及び市政の課題等について、市民に対して論点及び争点が明らかになるよう努めなければならない。
- 2 質疑等については、つくば市議会会議規則(昭和62年つくば市議会規則第1号。 以下「会議規則」という。)及び委員会条例の定めるところによる。

[第14条解説]

議員が行う議案質疑及び一般質問では、市民に対して論点や争点が明らかになるよう努めることを定めています。

(議員への反問)

- 第15条 答弁を行う者は、定例会並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会における質疑及び質問に対して、論点を明確化し、議論を深める目的で反問することができる。
- 2 前項の規定に基づく反問については、会議規則及び委員会条例の定めるところによる。

[第15条解説]

市長等は、議員からの質問や質疑に対して答弁を行うにあたり、反問することができることを定めています。反問には、質疑や質問を行った議員に対し、質問の趣旨を確認することだけでなく、考え方を問い返したり、対案の提示を求めたりすることも含めており、反問の内容については特に制限は設けていません。

これにより、議員と市長等との議論が深まることが期待されます。

(政策の形成過程の説明)

- **第16条** 議会は、市長等が策定又は提案する重要な政策について、政策の理解を 深めるため、市長等に対し、次に掲げる事項に関し必要な情報を明らかにするよ う求めることができる。
 - (1) 政策を必要とする背景
 - (2) 提案に至るまでの経緯

- (3) 他の自治体の類似する政策の事例
- (4) 総合計画における根拠又は位置付け
- (5) 関係法令及び条例等
- (6) 政策の実施に係る財源措置
- (7) 将来にわたる政策の効果及びコスト

[第16条解説]

議会は、市長等が策定又は提案する重要な政策について、7つの条件を示すことを求めることができることとしています。これは政策の公正性・透明性の確保をするとともに、政策の理解を深め、論点の明確化を図ることを規定したものです。

なお、策定又は提案する重要な政策とは、議案及びパブリックコメントを行 う対象分野の計画のことをいいます。

(予算及び決算における政策説明)

第17条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長等に対し、施策別又は 事業別の説明資料を求めることができる。

[第17条解説]

議会は、予算や決算の審議をするに当たり、市長等に審議が深めやすいよう、 前条の主旨に準じた分かりやすい説明資料を求めることができることとしてい ます。

第5章 議会機能の充実強化

(議員相互の討議による合意形成)

第18条 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会における議案の審

査の際には、議員相互の討議により活発な議論を尽くして合意形成に努めるとと もに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 前項の審査を行うに当たり、各委員長は、議員相互の討議が積極的に行われる ように当該委員会を運営しなければならない。

[第18条解説]

議会は、討論の場であるとのことから、委員会において審査を行う際には、 議員相互の自由討議により、多様な意見を出し合ったうえで、合意形成に努め ることを定めています。

そして,審査を行う際に委員長は,討議が積極的に行われるように委員会を 運営することを定めています。

(議決事件の追加)

- 第19条 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第 2項の規定に基づき、法に定めるものを除き、必要な事項を議決事件として追加 することができる。
- 2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定めるものとする。

[第19条解説]

地方自治法第96条第2項を活用しての事件の追加について定めるものです。 議会の議決しなければならない事項は、地方自治法第96条第1項に、条例の制 定改廃・予算を定めること・決算を認定することなど、15項目が限定列挙され ています。

また、同条第2項に、条例で定めることによって、この15項目以外の事件を 議決するべきものとすることができる旨を定めています。 (政策討論)

第20条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、共通認識及び合意 形成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため、政策討論 を積極的に行うものとする。

[第20条解説]

議会としての政策立案・提案・提言を推進する具体的な取り組みとして、政策討論を積極的に行うことを定めています。特に重要な政策及び課題に対して、 議会として自由討議を通じて、共通認識と合意形成を図っていきます。

第6章 委員会活動

(委員会の目的と運営)

- 第21条 常任委員会及び特別委員会は、議会における政策立案、政策提案及び政策提言を積極的に行うものとする。
- 2 議会は、委員会の審査に当たっては、市民に審査の内容や議論されている事件を分かりやすくするため資料を積極的に公開するよう努めなければならない。

[第21条解説]

委員会の機能を強化させることを定めています。

委員会は、提出された議案の審査や所管事項の調査を行うことのほか、それらを通じて政策的課題の調査研究をし、委員会としての政策提案を行っていくことを定めています。そして、委員会の審査にあたっては、資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めることとしています

市政の所管別に分かれている委員会の活動がさらに活発化することで、つく ば市の「市民福祉の向上と市政の発展に寄与する」ことが図られます。

第7章 議会及び議会事務局の体制整備

(議会事務局)

- 第22条 議会は、議会及び議員の政策形成などの活動を支援するため、議会事務 局の体制強化を図り、調査機能の充実に努めるものとする。
- 2 議長は、議会の政策立案等に資する職員を、議会事務局の職員として出向させるよう市長に要請することができる。

[第22条解説]

議会活動を支援する議会事務局の体制強化、調査機能の充実について定めています。議会の政策形成能力の向上を図るためには、議会活動全般を支援する議会事務局の調査・政策法務等の能力を高め、その組織の体制を強化する必要性があります。

(議会図書室)

第23条 議会は、議員の調査研究、政策立案、政策提案及び政策提言に資するため、議会図書室の図書及び資料の充実に努めるものとする。

[第23条解説]

議員の調査研究及び政策立案能力の向上を図るため、議会図書室の図書資料等の充実や、必要な情報が容易に取得できるように管理するなど図書室機能の整備充実に努めることを定めています。

(議員研修)

第24条 議会は、議員の政策形成及び政策立案能力等の向上を図るため、広く各分野の専門家等との研究会を積極的に開催し、研修の充実強化に努めるものとする。

[第24条解説]

議員は、市の抱える課題について、自ら解決策を考え、政策形成及び政策立 案能力を身につける必要があります。そのために、必要な研究会を開催したり して、研修の充実強化に努めるものとします。

(附属機関の設置)

第25条 議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

[第25条解説]

議会の審査・調査能力の向上のために、第9条にて公聴会や参考人制度の活用を定めましたが、ここではさらに審査、諮問、調査を行うことのできる附属機関を設置することができることを定めています。

第8章 議員の身分及び待遇

(議員定数)

- 第26条 議員定数については、市長等の事務執行に対する監視及び評価並びに政策立案、政策提案及び政策提言に係る機能を確保し、市民の多様な意見等を市政に反映させるなど、議会としてその責務を果たす議員数を考慮し、別に条例で定めるものとする。
- 2 議員定数の改正に当たっては、他市との比較だけでなく、公聴会及び参考人制度を十分に活用することにより、市民の意向を把握し、検討するものとする。
- 3 議員定数の改正は、法第74条第1項の規定に基づく直接請求による場合及び市 長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提出するも のとする。

[第26条解説]

議員定数を定めるに当たっては、市長等の事務執行に対する監視・評価や、 政策の立案・提言・決定に係る議会の機能を確保し、かつ、市民の多様な意見 等を市政に反映させるという、議会の責務を果たし得る議員数を考慮すべきこ とを定めています。

・ 議員定数については、つくば市議員の定数を定める条例(平成14年つくば市条例第90号)により、定められています。

議員定数の改正については、他市との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の展望を考慮するとともに、公聴会及び参考人制度を十分に活用することにより、市民の意向を把握し、検討するなど幅広い観点から決められるべきであると定めています。

また,定数の改正に当たって,委員会又は議員が行う際には,明確な理由を付けて,提案するものと定めています。

(議員報酬)

- 第27条 議員報酬については、市の財政規模及び事務の範囲、議会活動及び議員 活動に専念することができる制度的な保障としての性質を有すること、公選による 職務の特性及び責任等を考慮し、別に条例で定めるものとする。
- 2 議員報酬の改正に当たっては、他市との比較だけでなく、公聴会及び参考人制度を十分に活用することにより、市民の意向を把握し、検討するものとする。
- 3 議会は、前項の規定により把握した結果について、市長に提出することができるものとする。

〔第27条解説〕

議員報酬を定めるに当たっては、地方自治法の趣旨を踏まえ、市の財政規模、市の事務の範囲、議員報酬が議会活動と議員活動に議員が専念することができ

る制度的な保障としての性質を有すること,議員の公選による職務の特性や責任などを考慮すべきことを定めています。

議員報酬については、つくば市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和62年つくば市条例第14号)により、定めています。

議員報酬の改正については、他市との比較だけでなく、公聴会及び参考人制度を十分に活用することにより、市民の意向を把握し、検討するなど幅広い観点から決められるべきであると定めています。

また,議員報酬の改正に当たって,市民の意向を把握した結果を市長に提出 するものとしています。

(政務活動費)

- **第28条** 政務活動費については、議会活動の活性化を図るため、調査研究その他の活動を積極的に行い、議会機能の強化に活用することを考慮し、別に条例で定めるものとする。
- 2 政務活動費の改正に当たっては、他市との比較だけでなく、公聴会及び参考人制度を十分に活用することにより、市民の意向を把握し、検討するものとする。
- 3 議会は、前項の規定により把握した結果について、市長に提出することができるものとする。

[第28条解説]

議会活動の活性化を図るため、地方自治法第100条第14項に基づき交付される政務活動費を活用し、調査研究その他の活動を積極的に行い、議会機能の強化に努めるべきことを定めています。

政務活動費については、つくば市議会政務活動費の交付に関する条例(平成 13年つくば市条例第17号)により、定めています。

政務活動費の改正については、他市との比較だけでなく、公聴会及び参考人制度を十分に活用することにより、市民の意向を把握し、検討するなど幅広い

観点から決められるべきであると定めています。

また,政務活動費の改正に当たって,市民の意向を把握した結果を市長に提 出するものとしています。

第9章 条例の検証及び見直し手続

(条例の検証及び見直し手続)

- **第29条** 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の 目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証するものとする。
- 2 議会は、前項の規定による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

[第29条解説]

この条例の検証を行い、条例改正等の必要があると認められるときは、条例 改正等を行えることを定めています。

検証の時期としては、4年ごとの一般選挙によって議員が入れ替わる任期開始時点において、この条例の目的が達成されているかを議会運営委員会で検証することとし、検討の結果、制度の改善が必要となった場合は、条例改正等の措置を講じることを定め、時期の明確化とその検証の場を明確化しました。

附則

(施行期日)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。